

**2016年度 全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ第5戦
湾岸サイクルフェスティバル 湾岸クリテリウム2016**

大会要項

20160729版

主催	日本学生自転車競技連盟	湾岸サイクルフェスティバル実行委員会
後援	東京都 江東区 臨海副都心まちづくり協議会	公益財団法人日本自転車競技連盟 (全て予定)
協力	東京都自転車競技連盟	全日本実業団自転車競技連盟
主管	日本学生自転車競技連盟	
大会日程	2016年7月30日(土) (雨天決行、荒天・強風の場合中止となることがあります)	
会場	東京都江東区青海1丁目 東京都シンボルプロムナード公園セントラル広場特設周回コース 1周0.8km	
大会主旨	最寄り駅：りんかい線「東京テレポート」駅，ゆりかもめ「お台場海浜公園」駅 本大会は、実力クラス別レース優勝者の決定を通じて、大学生・地域社会のスポーツ交流・親交・強化を図り、以て首都・東京に於けるサイクリングスポーツの普及・発展を図ることを目的とする。	

参加種目・資格・時程

30日 (土)			備考・参加資格等
07:30	設営スタッフ集合		
08:30	立哨員集合		
09:00-9:20	コース試走		
09:30-11:50	キッズ・ジュニア		申込別途
12:00-12:20	監督会議		
12:30-12:50	コース試走		
13:00-14:20	クラス3 A,B,C組	20周 16.0km	学連クラス3 最大120名
14:30-15:30	クラス2 A,B組	20周 16.0km	学連クラス2 最大100名
15:30-15:50	コース試走		
16:00-16:30	女子 オープン	20周 16.0km	学連女子・JCF オープン
16:40-17:20	クラス1 オープン	30周 24.0km	学連クラス1・同相当 最大60名

参加資格 当該年度に有効な、日本自転車競技連盟（以下「JCF」と言う）登録競技者のうち学連登録選手。女子とクラス1については、学連登録選手に加え、JCF登録もしくはUCI加盟国発行ライセンスを有する男女のエリート、U23、男女ジュニア競技者のうち主催者が参加を認めた者。なお、学連登録以外の選手を含め、各クラスとも上記の表記載の最大エントリー数以内で申し込み（電子メール）先着順とする。

- 参加申込**
- 参加を希望する選手は学校、チーム単位で所定の様式にて7月19日(火)までに日本学生自転車競技連盟宛に申し込むこと。エントリー専用電子メールアドレス (entry@jicf.info) への到着を以て参加申込の正式受領とするが、同一内容を郵送もしくはFAXにて事務局宛、期限内に送付する事。
申込書式はJICFウェブサイトより入手できる。
 - 参加料は、学連登録選手1名につき4,000円、それ以外の競技者は1名につき6,000円とする。
参加料には、駐車料金（料金未定）は含まない。

3. 参加料の送金は、銀行口座振込とする。送金名義人について、振込元に、大会コード名「0730」と、チーム単位の場合は学校名かチーム名を、個人参加については参加者名が分かるように記入すること。振込口座：長野県労働金庫 諏訪湖支店 普通 9 6 8 6 1 7 2 口座名：日本学生自転車競技連盟
4. 納入した参加料は悪天候の為に中止、その他理由の如何にかかわらず返却しない。正当な理由なき欠場者には参加料と同額のペナルティーを課す。
5. 申込み状況により主催者判断にて組み分け再編により競技参加者調整を行う場合があります。
6. 参加チームは、チーム毎の選手数に応じた立哨役員の供出を参加の必要条件とする。

参加選手数	供出立哨役員数 (最低数) (東京・埼玉・千葉・神奈川のチーム)	(左記以外都道府県のチーム)
1～4	0	0
5～7	1	0
8～10	2	0
10以上	選手5名につき1名以上 (少数点以下切り上げ)	1 (少数点以下切り上げ)

立哨役員は、コース上の指定された箇所に立ち、選手と一般客・歩行者との事故防止その他の安全管理にあたる。審判資格は必ずしも必要としないが、自転車競技に関する経験もしくは理解があり、自転車競技のスピード感や走行特性について体得してコースの安全管理が可能な者とする。

立哨役員には、昼食が支給されるが交通費は支給されない。上記条件は学連・オープン問わず全参加全チームに適用される。

立哨員供出が必要となるチームは立哨員氏名、性別、学年又は年齢、立哨員経験の有無を参加選手のエントリーと同時に7月19日までに提出すること。

選手受付 スタート地点受付に、出走1時間前迄にライセンス（または、登録手続き中であることを証明する書類）を提示してゼッケンを受け取る。受付は11時から開始する。

賞典・式典 賞典：優勝者：賞状・賞品、第2～8位：賞状。
表彰式：上位3位以内を対象とし、レース終了後、中央広場にて行う。

事故措置 1. 競技中発生した事故等につき、主催者にて応急処置の範囲の体制は準備するが、以降は各自の責任と費用負担において対応の事。
2. JCF 競技規則第5条に従い、各自の責任において第三者賠償責任保険を含む保険に加入の事。
3. 各選手は、各自の責任において傷害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。

競技規則 JCF 競技規則・UCI 規則による他、本大会特別規則を定め適用する。

事務局 日本学生自転車競技連盟 〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育館 4階
FAX: 03-3481-2369 E-mail:jicf@remus.dti.ne.jp URL: http://jicf.info/

特別規則

第1条 (クリテリウム競技)

1. クリテリウム競技においては、一般公道を走行可能な自転車で参加のこと。ベル・後方反射テープも必須とする。
2. 選手は、競技開始15分前までに出走する装備（自転車、ヘルメット、ジャージ、ゼッケン）にてバイクチェックを受け、スタート・チェックシートに出走サインを自署すること。
3. 最終周回のフィニッシュライン通過順位により最終順位を決定する。周回獲得者がある場合には、周回獲得を優先して順位を決定する。
4. メイン集団から脱落した競技者はただちに失格となる。
5. 認められた事故の場合、最大2周回のニュートラリゼーションを与える。最後の3周回中にニュートラリゼーションから復帰することはできない。完走しなかった競技者には順位が与えられない。
6. 代車・代輪の交換は、認められる事故の場合に指定されたピットにおいてのみ認められる。
7. 途中自ら棄権した競技者はフィニッシュジャッジに申告すること。
8. レース中の飲食料の補給は認めない。

第2条 (走行禁止区域での走行について)

会場公園内の自転車走行禁止区域での走行には、3000円のペナルティを科す。

第3条 (ゴミ捨て等について)

ボトル、食料の残り・包装等、あらゆる固形物の投げ捨てはコース内・外、レース中・外を問わず、3000円の

ペナルティを科す。

第4条（その他）

1. ジュニア選手のギア比の制限は行わない。
2. クラス3各組出走者のうち、上位5%（学連登記選手のみ対象・小数点以下切上げ・最大6名）はクラス2に昇格する。クラス3の各組について、出走者数が異なり、5%の人数に差が出る場合は、各組の昇格者は同一とする（組間の均衡を図るため）。また、欠場者が出て、組間の人数バランスが著しく不均衡となった場合、組間の出走者移動を行う場合がある。
3. RCSポイント総合順位のリーダーは、リーダーズジャージを着用してスタートしなければならない。

第5条（誓約書）

参加申し込みの際し、以下を熟読し、申込みと同時に「内容に同意した事」とみなす。

誓 約 書

日本学生自転車競技連盟
会長 村岡 功 殿

下記大会参加にあたり、当チームの選手・監督・コーチ・メカニック・その他すべての自チーム員が以下のことを確認し、順守すること誓います。

- 1 UCI（国際自転車競技連合）・JCF（日本自転車競技連盟）規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神に則りフェアな態度で自転車競技に参加すること。（UCI規則1.1.004、JCF規則第5条2.（4））
- 2 大会（競技中のみならず式典・公式練習等の付帯行事を含む）における参加者の肖像権は本連盟に帰属すること。（JCF規則第5条2.（9）準用）
- 3 規則に規定される仕事と責任に加えて、チーム監督は、スポーツ活動と競技者のチーム内の自転車スポーツ実践における社会的・人的条件の管理について責任がある。（UCI規則1.1.078）
- 4 チーム監督は絶えず組織的に、可能なときはいつでも、社会的・人的条件を改善する努力をしなければならない。そしてチームの競技者の健康と安全を守らなければならない。（UCI規則1.1.079）
- 5 チーム監督は、チームに所属する者あるいはいかなる役目であってもそのために働く者により規則が順守されることを保証しなければならない。
彼は他の者の模範とならなければならない。（UCI規則1.1.080）
- 6 すべてのライセンス保持者はレースのない時でも常にきちんとした服装をし、あらゆる場合において礼儀正しいふるまいをしなければならない。
すべてのライセンス保持者は、おどしや、侮辱や、下品なふるまいや、他の人を危険な状態におとしおそれたりしてはならない。言葉、身振りや書いたものなどで他のライセンス保持者や役員やスポンサーや連盟、UCIおよび自転車競技全般の名誉や評判を傷つけてはならない。批評の権利は、穏健に、十分な動機があり筋の通った方法でのみ行使できる。（UCI規則1.2.079）
- 7 競技者はスポーツマンとしてあたえられた機会を守らなければならない。
競技者間の利害に関し、いかなる共謀や偽りや誹謗は禁止する。（UCI規則1.2.081）
- 8 競技者は最大限の注意を払って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。
競技者は開催国における法律を順守しなければならない。（UCI規則1.2.082）

注意：大会要項は諸事情により変更される場合があるので、[JICFウェブサイト](#)を随時チェックすること。